

## 福島県環境審議会第2部会議事要旨（平成16年4月28日）

1 開会（遠藤主任主査）

2 引地部会長あいさつ

3 松本生活環境部長あいさつ

4 議事

(1) 産業廃棄物税等に関する意見の聴取について

排出事業者からの意見聴取

三菱ふそうテクノメタル株式会社

ただいま紹介いただきました三菱ふそうテクノメタルの古宮と申します。今日の部会の参考になるかどうかということもありますが、我が社で取り組んでいるゼロエミッションへの取組みについて報告させていただきます。

私どもの工場は、二本松市に立地しています。敷地面積は約10万坪、平成15年度の売り上げが277億円、社員数が879名の工場です。周辺は自然に囲まれていて、環境という意味では非常に恵まれている立地条件にあります。

工場は、鍛造工場が3棟、鋳造工場が2棟、アルミ工場、機械工場があり、全体で3工場で製造作業を行っています。

主要製品は、トラック、建設機械関係の中間造品、それから今日ご紹介できませんが、アルミのダイキャスト品、機械加工を実施しています。

生産量ですが、平成15年度で見ますと、出荷重量がトータルで15万2千トンで、かなり規模の大きな工場になります。

特に平成15年度は、トラックの排ガスの特需があり、生産量がかなり大きなレベルを占めています。

いよいよ本題になりますが、産業廃棄物の管理推進では、社長の下に環境管理責任者、社環境会議、産廃物管理委員会、産廃物低減分科会を置いています。また研究開発統括会議という組織があり、産廃物再資源化研究会議で再資源化等の推進に取り組んでいます。

次に、主な製造工程から発生する産業廃棄物を説明します。

鋳造工程では、熔解関係から出るスラグ、あるいは炉の耐火物、砂処理、メインの工程では排砂、あるいは鉄粉、仕上げの工程からは特に検査に用いるチフンの廃液なども出てきます。

あるいはナカゴ造形では、砥型の廃液なども出てきますし、各工程に集塵機があり、集塵機からはダストといった産業廃棄物が発生します。

鍛造工程からは、材料を加熱するので、スケールや炉の耐火物、バリ、未型材のおがくず、熱処理工程、仕上げ、加工関係では切り子、切削の廃液といったも

のが産業廃棄物として発生します。

・産業廃棄物の発生量の年度別推移

生産量の推移と大体同じような傾向を示しています。内訳は後ほど説明します。  
約8万8千トンの産業廃棄物が発生しています。

再資源化率は、平成13年度には80%をちょっと下回る状況であったのが、平成15年度では90%をちょっと超えています。

埋立処分率は、15%をちょっと超える状況から、5%をちょっと下回る状況に改善が進んでいます。

次に昨年度の実績についてご説明します。

発生量が、8万8千トン、その内訳は、鉍滓で、これにはスラグ、廃砂、ダストが含まれます。それから金属くず、汚泥、廃油その他といった内訳になっています。

8万8千トンがどのように処理されているかは、再資源化されているのが、約90%、減量化処理されているのが、4千2百トン、埋立処分されているのが、4千トンとなっています。

続いて、再資源化されている内容は、鉍滓、金属くずでほとんどを占めています。

埋立処分の4千トンの内訳は、鉍さい、廃油残さで、これは廃油を燃やした残さとなります。ほか汚泥、その他となっています。主体は、鉍さい、廃油残さとなっています。

再資源化の内容は、鉍さいは社内での再生利用、社外でのセメント原料に、金属くずは社内溶解材料、社外鉄鋼原料に、スラグは社外土壌改良材、社外セメント原料に、廃油・廃プラは社内及び社外の燃料にして再資源化を図っています。

再資源化の事例を2例紹介します。事例の1は、回収分離というやり方になりますが、水が入った廃油を回収装置や濾過装置を通して、燃料と潤滑油としての一部再利用を行っています。

事例の2としては、レンガ混じりスケールと社内では呼んでいますが、炉材等を含めて、スケールが入っているということで、再資源化できないものを、マグネットを含めた分離装置で、レンガくずとスケールに分けて、レンガくずはセメント原料化、スケールは鉄鋼原料を図り、再資源化量は千トン程度となっています。

鑄造工程での排出抑制事例では、リサイクルを活用した事例があります。

オノガタ造形ラインからは、オーバーフローした砂が出てきます。従来では廃砂という扱いになりますが、その砂を再生し、ナカゴ砂として活用しています。年間約2万トンのリサイクルを図っています。

同様に、砂処理の集塵機から回収されるダストは、砂を固めるためのベントナイト、つまり粘土になり、それを戻して再利用しています。千トン程度のリサイクルが図られています。

以上、我が社でのゼロエミッションの取組をご説明しました。

最後に、産業廃棄物税に対する要望では、税の導入はやむを得ないものである

とは考えていますが、ぜひこのような要望事項をくんでいただければということで、4項目挙げています。

一番目が、再資源化技術開発の公の機関としての推進と、私どもとしても実施したいと思っているので、それに対する支援。

二番目は、リサイクル資源の活用拡大。これは、例としてあげると、鉱さい関係の路盤材への活用などがまだ福島県では図られていないということを知っているので、そのようなところへの活用・拡大。

三番目として、当然排出事業者として取り組む内容として、リサイクル設備導入は前向きに検討しているが、そういったことに対する補助もぜひ制度として確立していただきたい。

四番目に、手前勝手なところがあるが、福島県には、県内だけではなく県外からも産業廃棄物が持ち込まれていると知っているが、県内排出事業者に対する優遇税制というか、ずばり差をつけていただきたい。

以上、4つの要望事項を挙げさせていただきました。参考になればと思います。

#### 東北電力株式会社

##### 1 環境問題への取り組み

私ども東北電力は、電力の安定供給とコスト低減を図るため、一層の経営効率化に努めておりますが、環境問題についても、重要な経営課題の一つとして位置づけ、環境方針、環境行動計画を策定して、環境性と経済性の両立を図りながら、環境配慮型の経営の実践に向け全社を挙げて取り組みを展開しています。

また、廃棄物問題についても、循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進することにより、最終処分量の低減を図るとともに、適正処理に努めています。

環境管理の国際規格であるISO14001の認証を取得しており、環境保全に取り組んでいます。

##### 2 産業廃棄物等の処理・リサイクル実態（原町火力発電所）

原町火力の実績では、平成15年度実績で、発生量は約55万トン、そのうち有効利用50万トン強、最終処分量は5万トン弱となっています。

##### 3 石炭灰の処理・リサイクルの推移（原町火力発電所）

原町火力で排出量の8割を占める石炭灰の処理・リサイクルの推移を示しました。

1号機が試運転したのが平成8年度で、そこから石炭灰が発生しました。2号機が営業運転した平成10年度以降は、石炭灰の発生量は年間約50万トンで横ばいに推移しています。有効利用率は、平成10年度は約20%だったが、現在は90%前後で、飛躍的に向上しています。

3月22日の当部会での資料を拝見すると、燃えがら、煤じんの有効利用率がきわめて低いという表現がありましたが、現在と当時の状況は全く異なって

います。

#### 4 産業廃棄物等の処理・リサイクルフロー（原町火力発電所）

石炭火力発電所の運転に伴って発生する石炭灰については、セメントの原料などとして有効利用するために、過大な費用を負担しながら、いろいろなリサイクルルートを開拓してきています。その結果、平成15年度は、北海道から九州まで様々なセメント会社で年間約36万トンの有効利用を図ることができました。

しかし、石炭灰のリサイクルは、セメント業界の市場動向に大きく左右され、どうしても一部は自社処分しなければいけない状況にあります。

#### 5 自社処分場（石炭灰埋立場）の適正管理

原町火力から発生する石炭灰を処理するために、当社が設置・運営している石炭灰埋立場についてご説明をします。

石炭灰埋立場は、原町火力発電所の西方約3キロに位置し、平成8年11月より運用を開始しています。埋立場の運用管理に当たっては、法及び条例に基づくマニュアルを策定し、適正管理を徹底するとともに、埋立完了区域には表面緑化を施し、周辺環境の保全を図っています。この他、浸出水、周縁地下水の水質検査結果、廃棄物の埋立処分量、埋立残存量についても定期的に相双地方振興局に報告しています。

また、現状の自社処分場がまもなく埋立完了になることから、電力の安定供給や石炭灰のリサイクルに対するリスクなどを総合的に勘案して、新規の埋立処分場の建設を割田地区に計画しています。平成15年3月に福島県環境影響評価条例に基づく評価書を提出して平成15年10月には廃棄物処理法に基づく設置許可申請を福島県に提出しています。

#### 6 産業廃棄物の税制度に関する要望

福島県の産業廃棄物税の具体的な制度設計を全部承知しているわけではないので、我々が考えているところの課税対象の範囲に絞って申し上げます。

今回は、これまでの他県の状況も踏まえて、最終処分場への搬入物が課税対象になった場合を想定してまとめています。

まず、三重県では、リサイクル物も含めた中間処理施設への搬入物も課税対象となっていますが、リサイクルの部分を考えれば、このような方式には強く反対します。

原町火力発電所については、国の脱石油政策を踏まえ、主燃料を重油から石炭に変更し、平成9年に第1号機、平成10年に第2号機が運転を開始しています。

同発電所は、ライフラインである電力の安定供給を担う主力電源として、その公益的な役割は大きく、また、これまで地元自治体等との協調を図りながら、地域経済の活性化・振興にも、微力ながら貢献してきました。

発電所の運転に伴って発生する石炭灰は、セメント原料等として有効利用に最大限努めておりますが、有効利用できない分を自社の石炭灰埋立場に搬入し、法規制に基づき適正に管理しています。

このように、当社としては、厳格な管理体制のもと、適切に石炭灰の搬入・埋立処分を行っており、既に多額の経営資源を投下し、周辺環境への影響を極力低減するための対策を施しております。

以上のことから、産業廃棄物税の制度設計に当たっては、弊社の事業特性やこれまでの取り組み状況等を総合的に勘案し、原町火力発電所の石炭灰埋立場への搬入物について、産業廃棄物税の課税対象外としていただきますよう特段のご配慮をお願いします。

なお、事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置し、適正に管理している処分場へ搬入する自社処分については、広島県、山口県、鳥取県で課税対象外となっているので、こうした先行事例も十分踏まえながら、ご検討いただけるようお願い申し上げます。

#### 堺化学工業株式会社

まず、弊社及び弊社小名浜事業所の沿革について簡単に触れさせていただき、続いて、廃棄物発生量のほぼ97%を占めている当社の酸化チタン製造工程と排出物の処理状況等について、続いて廃棄物汚泥の自社最終処分について、最後に産廃税導入検討について私どもの考え方を述べさせていただきます。

#### 1. 弊社及び弊社小名浜事業所の概要について

弊社は主として、無機顔料及びその他の無機化学工業製品のメーカーであり、生産品目の大部は国内シェア第1、2位を占めています。

小名浜事業所は昭和37年に常磐地区が「新産都市」指定を受けた後の第1号の市誘致企業として、いわき市泉町下川の地に白色顔料である酸化チタンの集約生産工場として立地致しました。

その後、本社工場の有る「堺」で開発した各種バリウム塩類、亜鉛関連製品や電子機器等に欠くことの出来ないコンデンサ・半導体セラミックス材料としてのチタン酸バリウムなどの生産工場を常磐、大剣地区に次々と設置し、現在では3工場延べ敷地面積(330,000㎡)、生産額(200億円：全社比60%強)、従業員数(300名)・協力会社員数(230名)の最重要生産拠点としての位置を占めるに至っております。

上述の事業経営に伴う雇用の創出や事業税、事業所税、県・市民税、固定資産税等の地方税の年支払総額は概ね5億円弱であり、些かなりとも地域経済に影響を及ぼして来たものと考えております。

#### 2. 小名浜事業所の主力製品である酸化チタンについて

酸化チタンは白色顔料の王様として、社会のあらゆる分野で使用され役立っています。顔料という言葉は一般的に馴染みが薄いと思いますが、例えば自動

車を美しい色彩にし、錆を防止する重要な役割を担っているのが顔料です。

世界で生産される総顔料の実に70%が白色顔料である「酸化チタン」です。各種塗料やインキ、電化製品等のプラスチック類の着色、化学繊維のつや消し、化粧品、電子材料、脱硝触媒などあらゆる物に使用され、その消費量は、その国の生活・文化レベルの尺度とさえ言われています。

なお、最近では光触媒作用などの機能性に優れていることに着目され、防汚、抗菌、脱臭等目的の新機能材料として新しい分野への着実な成長が期待されています。

### 3. 酸化チタンの製法と廃棄物の発生抑制及び発生量等について

酸化チタンの製法については、当社は硫酸法による生産を行っています。

弊社の酸化チタンの月産生産能力は、500トンが最大能力で、最大能力を生産する場合の導入原材料と廃酸、廃鉄の回収量及び廃棄物発生量の収支は、以下のとおりである。

酸化チタンの原料はイルメナイトと呼ばれる酸化チタン品位概ね50%の鉱石です。チタン鉱石は、日本でも砂鉄と一緒に存在するが、非常に少ないので、マレーシア、オーストラリア、ベトナム、中国等より全量輸入しています。

この鉱石に含まれる三価の鉄を溶出分離できる二価の鉄に還元するためのメタルの鉄、これはシュレッターダストなどを使っていますが、これと一緒に硫酸を入れて溶解すると、カルメ焼きのような多孔質な固化物が得られます。この固化物を水で抽出すると硫酸チタンと硫酸鉄の水溶液になります。まずこの溶液を冷却して硫酸鉄結晶として分離回収します。回収された硫酸鉄は、オーディオテープやビデオテープ等の磁性材料や黒色プリンジョウインクの原材料、土壤改良材等として利用されるほか、さらに硫酸鉄を二次加工して、水処理用の凝集剤や試料添加剤用途として利用しています。

なお、回収硫酸鉄と販売できる硫酸鉄のバランスにギャップが生じた場合、概ね回収する硫酸鉄がそのまま硫酸鉄として売却できないということがございまして、その差につきましては、改めて回収した硫酸鉄を酸化して炭酸カルシウムと反応させて、石膏に再再生しなおしております。

続きまして、ただいま申し上げました、鉄を分離した後の硫酸チタン溶液については、加熱して加水分解すると硫酸チタンが含水酸化チタンと硫酸に分解されます。加水分解後に濾過して得られた含水酸化チタンのケーキについては、洗浄、焼成、粉碎、処理、乾燥等の工程を経て、顔料特性を経て製品として酸化チタンができます。一方、加水分解後に分離された廃硫酸は、一部は濃縮、再生をして溶解の原料としてリサイクルをしております。残った廃硫酸については、炭酸カルシウムと反応せしめて、石膏として回収し、廃棄物の発生抑制を図っています。

最後に回収しきれない薄い遊離酸を含む硫酸鉄溶液は、石灰で中和処理をして、沈降ろ過分離され、浄化された排水と酸化鉄と石膏分を主体とする廃棄汚泥（水分約40～45%）となります。

酸化チタンを月産5千トン作るために、鉍石が1万1千トン、還元用の鉄が千トン、硫酸がリサイクル用の硫酸を含めて1万6千トン、それから石膏を回収するための炭酸カルシウムが5千9百トン、それから、一番最後に排出処理で使う中和剤が2千トン、合計で3万6千トンの原材料を投入しています。それで、再生、再資源化して回収している硫酸鉄、鉄、石膏あるいはリサイクルに回している硫酸、これをドライ換算でみると2万6千7百トンになります。これには、もちろん製品の5千トンも含んでいます。したがって3万6千トンの原材料を投入して2万6千7百トン、概ね75%が再生・回収され、残りの25%が廃棄汚泥となって排出されています。乾量で月量8千7百トンで、水分が概ね43%程度なので、有姿では1万5千3百トンの汚泥が排出されています。

すなわち、酸化チタン製造においては、鉍石溶解に硫酸を用いることや、鉍石中の酸化チタン純分が非常に低く概ね50%もの鉄分が含まれることにより、回収、再生、減量化処理を実施しておりますが、なおかつ多量の廃棄物が排出されることとなっております。

回収しきれないで出てきた廃棄汚泥のさらなる再生有効利用の検討も今まで行ってきております。汚泥を高温焼成して道路舗装材や建材として再生利用することの検討や、セメント原料としての利用実績もありますが、技術的にはその可能性について確認は行っておりますが、他の物に比べて特別に優位性を見いだすことはできず、現在はその処理を経済的に有効なものとして確立するまでには至っていません。

とは申しましても、今後、酸化チタン事業を継続して行く為には、汚泥の減量化や有効利用を図る為の再資源化については、避けられない命題であり、難しいことではありますが、一層の研究を進めて成果を観るべく真剣に取り組んでいきたいと考えております。

なお、廃棄汚泥の最終処分については、弊社小名浜事業所発足以来、一貫して自社で産業廃棄物の最終処分場を確保し、排出事業者としての自己処理責任を果たしてきております。事業の性質上、他の企業に比べて、多量の廃棄物が発生することもあり他に依存することなく自ら用地を取得し、時間をかけて必死の思いで住民理解を得て、ようやく許認可を賜り、膨大な費用をかけて施設を設置し、その維持管理についても適正に行っております。

なお、埋立完了後の処分場は原則として、緑化再生して、環境負荷の軽減を図ることとしております。

なお現在は、既に第4期目の施設を利用しております。この施設は、平成10年に約60億円を投資して設置した処分場でございます。

#### 4.“産業廃棄物税”導入検討に際して

酸化チタン事業はデュポン、ミレニウム、ケミラ、バイエル、カーマギー社等々世界のビッグ企業と、グローバルスタンダードの下で競合する状況にあり、その価額設定は輸入品に支配されることとなります。原料を全量外国に依存し、

人件費や公害処理費用負担の大きい国内企業の収益性は非常に悪く、殊に、この処のデフレ不況下、血の滲む“省力・合理化”にも拘わらず、弊社酸化チタン事業に係る前年度経常収支は大幅な赤字となっております。

更なるコストダウン策を推し進め、何としても酸化チタンを主力とする小名浜事業所の生き残りに全力を傾注している処であります。

このような状況下に、産業廃棄物税導入の決定が行われることとなれば、これ以上の過大なコスト負担を強いられることとなり、事業の存続を左右し兼ねない事態を招来するものと深く危惧しているところであります。

前述の通り、弊社は一貫して自ずから処分場を確保し、その適正処理を行い「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 11 条に基づく排出事業者自己処理責任をまっとうして参りました。今後も、この方針を堅持して行きたいと考えております。

なお、廃棄物処理法第 5 条 4 項では、国及び都道府県は廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、当時の国の見解として、都道府県は各行政自治区域内で発生する産業廃棄物の適正な処理の確保に必要な施設整備その他の措置を講ずるよう努めなければならないと示されています。

ついては、産業廃棄物のリサイクル、再資源化、減量化を促進する施策を講じて行くことは当然の事としても、一方、県内においても所要の処理施設の残余容量も減少し、新たな施設拡充も滞り、同上の適正処理にも影響を生じ兼ねない逼迫した状況を迎えつつあるとするならば、その負担軽減に寄与している自社処分は望ましい処理形態であり、むしろ積極的にバックアップして頂きたいと願うのは不遜な事なのでしょうか。

“自己処理”の場合には自らが排出する廃棄物について、その成分や特性などを熟知している事で、より適切な処分が為されるで有ろう事、多大の時間を掛け、苦勞をして許可を得て、その建設に膨大な投資をすることなどを考えれば、より適確な維持管理・運営が図られ、廃棄物の減量化に努め、処分場の有効活用を心掛けるで有ろう事等より、「廃棄物処理法」の主旨にも沿った本来の姿であり、これに課税をして、その基本原則の履行に水を差すような事があってはならないものと考えます。

既に、産業廃棄物税を導入した山口県、広島県、鳥取県では自社処分は課税免除とされていますが、斯様の趣意にもとづくものと推察しております。

「循環型社会の形成に向けて、その目的とする諸施策に産業廃棄物税を投入して行きたい」との考え方については完全否定するものではありませんし、多くの自治体でその導入が行われている状況に鑑みれば、それは時代の趨勢であり、やむを得ない事とも思料致しますが、その導入検討に際しては、一律的な整理の仕方では無く、弊社酸化チタン製造のように元来、多量の廃棄物が発生する事業であること、その減量化は技術的、経済的にも非常に難しいこと、税が各企業に及ぼすダメージ等々夫々の事情についても考慮頂き、よりきめ細かい慎重な論議が執り行なわれるようお願いするとともに、改めて、各事業者が莫大な費用と労力と時間を掛け、“適正自己処理”の責任を果たしている自社



処分場処分について、更に税を課して、上乘せ負担を求められることには耐え難く、到底容認できるものではありません。どうか、賢明なるご判断を賜らんことを切に要望するものであります。

#### 廃棄物処理業者からの意見聴取

日曹金属化学株式会社

私どもの県内の工場は、磐梯町にあり、大正の初期から亜鉛を中心にした技術精錬業を行って参りましたが、昨今では有害な産業廃棄物の無害化処理、中間処理も事業の一つの柱となっています。

私どもの工場の近くには関連会社があり、また千葉に工場がありここでは廃棄物を原料とするリサイクルの事業も行っています。

私どもは産業廃棄物の中間処理業を行っていますが、中間処理業というのは、処理を委託された廃棄物を地球環境や生態系に悪影響や負荷を与えないように減量化、減容化、安定化等の加工を行い、最終処分をしやすいことを担っています。

こういった使命感に基づき、昭和40年後半から30年強にわたって、有害な産業廃棄物の安定化処理を行っています。

私ども処理業者は、度重なる廃棄物処理法の改正や、今般のような新たな条例の制定により、年々規制が強化される中で、社会的な要請に応えるために、それ相当な設備を投資して、適正処理を行っているのが現状です。

残念ながら処理業界は、依然として悪貨が良貨を駆逐するといったような商行為が一部で行われていて、排出事業者の方々の中にも、安ければ安いほどよいといったような思いがあって、適正処理のために必要とされる適正な処理コストがなかなか理解されにくい環境にあります。

一方、廃棄物処理法は、もともと広域処理を原則にしているが、県外品の搬入規制といった足かせや、リサイクル指向の中で、まやかしのリサイクルが横行し、処理すべき廃棄物が減少してきている状況にあります。

特に、条例が施行された今年4月以降は、その傾向が顕著になり、我々民間企業は経営の先行きが非常に懸念される状況になっています。

廃棄物の排出抑制では、排出抑制は当然排出者が負うべきもので、我々処理業者に排出抑制を求めるのは筋違いではなかろうかと考えている。私ども処理業者は、処理を委託された廃棄物を可能な限り減量化、減容化、安定化するのが大事だと思っている。

私ども中間処理業者も、リサイクルの取組みは当然心がけておりますし、私どもはもともと亜鉛の精錬業ということで、国内でも山元還元方式というものを最初に取り入れた企業でございますが、今現在は残念ながらマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルは非常に困難な状況になってきています。

私どものように、焼却法をベースにしている処理においては、焼却の場合は非常に多量なエネルギーを使うわけですけれども、これを地球資源、化石燃料に求めるのではなく、産廃物に含まれているカロリーを利用して、可能な限り化石燃

料をおさえているという意味でも、環境負荷の低減を図っています。

今、サーマルリサイクルというのは、発電だけになっているが、こういったことも立派なサーマルリサイクルであると思っているので、この辺も認めてほしいと思います。

前段はそのぐらいにして、本日の主題である産廃税の導入に対する意見でございますが、福島県が産廃税を導入するということに対して、その趣旨は私どもも理解できます。それは税の導入目的が産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図り、その収収が循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理のための施策の財源や、排出事業者や処理業者等の自主的な取組を側面から支援するために使われることが前提となります。

産業廃棄物税については、既に他の自治体でも導入されておりまして、国でも税のあり方について検討中であります。今後、これとの整合性も図っていただきたいと思っております。

それから、産業廃棄物税は、当然ながら排出事業者が負担すべきと考えていますが、税が適正で広域的な中間処理を阻害するような、新たな形態の搬入規制として運用されることのないように十分配慮していただきたい。万が一、県外の廃棄物の搬入規制のための一つの手段としてこういった産廃税が運用されるようなことであれば、我々としては税の導入には反対です。

それから、他の県では、既に税が導入されている例がありますが、一部自治体では、徴税の対象をわれわれのような中間処理業者に課しているために、中間処理業者は、排出事業者の無理解とか厳しい市場状況に対処するために自ら税の負担をしていることもあります。また、排出事業者から税の負担を強いられている事例もあるようです。年々増加する処理コストの負担に耐えながら、我々は適正処理に取り組んでいるわけですが、優良な業者に対してもこれ以上の負担を課することのないような配慮をお願いしたい。

それから、安ければ安いほどよい、より安価な産業廃棄物処理を強いる排出事業者が多いなかで、全国すべての自治体で税の導入が行われている状況にはまだありませんが、税が導入され、排出事業者に負担がかかれば、新たな負担が必要とされない自治体の処分業者へ廃棄物の処理が流れることが、市場原理や経済原理から当然予測されます。このようなことで、我々処理業者間で不公平さをもたらしたり、いたずらに過当な競争をさせないような配慮もしていただきたい。

以上の観点から、循環型社会の一翼を担いながら、事業活動で不要となった廃棄物の適正処理のため、社会的な要請を受け、環境保全に貢献し、かつ県民の雇用を維持している処理業者としては、県民のみならず県外の排出事業者にも十分な理解が得られるように慎重に審議、検討して、税の導入を急ぐことのないようにしていただきたい。

協和産業株式会社

私は、産業廃棄物の最終処分場、いわゆる埋立処分場を昭和59年度から郡山の田村町糠塚で経営しております。大変厳しい情勢ではございますが、なんとか

今までやってこれたのも、行政指導等、あるいは排出事業者のご指導のたまもの  
だと思っています。

若干、処分場の形をご説明申し上げますが、一番簡単なのが、こういうプラス  
チックとか瓶とかの容器は、安定型の処分場、これは水に触れても溶出しないの  
で、そのようなものを埋立てるのが安定型の処分場です。

その次に、管理型の処分場と申しまして、物に水がつけばそのものから溶出し  
た液が出て、それを処理しなければならない処分場が管理型処分場になります。  
現在は、透水係数10のマイナス6乗の不透水層であれば、とりあえずいいでし  
ょうという話をしておりましたが、現在のところは、1.5ミリ以上の遮水シー  
トで底部に被いをしまして、それで埋立をなささいということになっております。

その上の処分場が、遮断型の処分場と申しまして、これは有害物を埋め立てる  
処分場です。現在は、本当に数が限られており、コンクリートの強度が210キ  
ロとか、又は20センチの幅を持つ擁壁でないといけないとか、いろいろな難し  
い規制があります。この辺ではあまりみられない処分場です。

このように、処分場の形は3つあります。

それから、処分場と中間処理施設、今、日曹金属の澤田さんがお話をしました  
けれども、根本的な違いは、中間処理はそこで機械を新しくしたり、ものを良く  
すれば、永々その地で事業を行うことができます。しかし、最終処分場は、キャ  
パシティが決まっており、最初に50万立米なら50万立米の埋立処分場を作り、  
毎年埋立を継続していくと、限度があって最終的にはいっぱいになってしまい  
ます。そうすると、その時点で最終処分場が完了ということになります。完了と閉  
鎖が違うのは、完了は終わったわけで、閉鎖はそこから出る水を環境基準にあっ  
た状態まで処理した水が、処理をしなくても放流基準に達するまで水処理をしな  
ければなりません。現在では、税制では10年間、税の留保金課税があり、砂利  
採取法というのがあって、砂利を掘削して採って、そこに埋立をするためにお金  
がかかるということになると、そこに埋立をするお金の分を取っておいていいで  
すよと、こちらに利用しておいていいですよと、そして、埋立が完了した時点で、  
そのお金を使って、水処理や堰堤の補修やU字溝の敷設をなささいということ  
でやっております。

しかし、残念ながら、これも10年でございまして、10年以上も水処理施設  
を設けないと、環境基準に合わないということになりますと、そのお金はどこか  
ら出るのか。会社から出なかつたら困るな。そういう心配もしているわけであり  
ます。

そういうことが、最終処分場のいままでの実態でございます。

それで、今回、産廃税について、排出事業者はゼロエミッションに向けて、出  
せば税金を払えばいいんじゃないかという考えではなくて、努力したものの対価  
が必ずあるということは、私はすばらしいなというように感じてまいりました。  
日本でもだいぶ産業廃棄物税が導入されたましたが、そういうような観点からす  
ると、もう少し考してはいかがかんと思っています。そして、なおかつ、リデ  
ュース、リユース、リサイクル、3Rという言葉が盛んに使われておりますが、

私たちからすれば、どちらかというとは欲しくない部分ではあるが、そういう皆さんの努力により、3Rという言葉も、本当に日常茶飯事に我々が耳にすることが多くなってまいりました。ですから、まあ、皆さんで今お話ができましたけれども、とりあえず税についてももっともっと深く考えて、もしも導入するのであれば、段階的に導入するとか、または、次に税を負担する方にもうちょっとお話を伺うとか、いろいろご検討はなさってきているとは思いますが、その辺もご一考いただければと思います。

我々処理業者からの要望とすれば、今後産業廃棄物の最終処分については、皆さんのご努力によりまして、大変少なくなっております。我々はだんだん厳しい状況に陥っていることは確かであります。しかし、先ほど堺化学さんがおっしゃいましたが、最終処分場を作るのに60億かかりましたよという話をしましたけれども、そのぐらいお金をかけないと最終処分場はできません。そうすると、原材料、福島県からの排出量が少なくなってまいりますので、福島県だけでは採算的に合わなくなってしまう。それが、今のところ、暗黙の了解で20%という規制をかけられています。それは、やはり福島県が大事だから、福島県に県外のものあまり入れないようにとの施策もあるのですが、広域処理の立場から考えれば、やはりそういうような規制枠を排除いただけないだろうかと思っています。やはり最終処分を永々続けるのには、そのようなことが必要だと思います。それと、最終処分場について、よそは規制緩和という言葉を目にするが、規制緩和どころか、ほんとに足かせ、何かせで、我々はがんじがらめの状態であります。法律の上の条例ができてまいりましたけれども、それを見ると、今まで継続して何ら問題がなかったところには、マル適マークではございませんが、そういう形で処理業者の育成、ご指導を賜れば今後よりよい福島県の廃棄物処理施設、または中間処理施設、また、産業の永々栄えることをまず確約できるのではないかと思います。

#### 意見交換

議長（引地部会長）

5社の事業者から、現在まで取り組んでいる実態についていろいろご報告がありました。また、循環型社会を形成するため、廃棄物をできるだけ少なく、適正に処理していくのに苦労していることもあるようです。

そういうことで、循環型社会を形成していく上での目的をこれから構築していくわけですが、そのための効率的な方法の一環として、産業廃棄物税が考えられているわけです。

委員の皆様が、今5社の企業の方から説明があったことに対して、このような機会はなかなか得にくいと思いますので、この際いろいろ質問されて、そしてその後で委員の皆様で議論して、どのように対応するか進めていきたいと思っています。

（質疑）

新妻委員

東北電力さんと堺化学工業さんにお伺いしたいのですが、自社の最終処分場に廃棄物を搬入しているものがあるとのことですが、それはたとえば、東北電力さんの場合だと、売ることが可能であれば、埋めなくても済むものなのでしょうか。堺化学工業さんも、それは経済的な負担に対して、例えば補助的なものがあるなら、技術的にサポートがあるなら、埋めなくても済むというものなのでしょうか。

#### 東北電力

石炭灰には、燃えがらと煤じんがあります。煤じんは電気集塵機で集める特殊なパウダー状のもので、燃えがらはボイラーの中で溶融して飛んでいてスラグ状になっていて、その2種類があります。

リサイクルでセメント工場に持って行ってもらうものは、煤じんがだいたい多くて、石炭灰のスラグ状の燃えがらについては、かなり固まったので、なかなか使えない部分があります。どうしているかということ、道路の路盤材だとかに一部は使っていますが、この辺の有効利用が一番の課題であると思っています。

ただ、セメント業者も、日本はあまり景気がよくないので、建設工事等が少ないということで、生産量がいろいろと変動します。そうすると、要りませんよということになり、当初から契約は結んでいるが、全量引き受けてもらえるとはなかなかありません。どうしても、アンマッチが出てきます。

どうしても、一部はそういう状況になるが、可能な限り100%近くやっていきたいと思えます。

#### 堺化学工業

販売可能なものができれば、埋立てなくてもいいが、例えば道路舗装材や建材などに転用できないのかということで、焼成をしたりしたことはありますが、非常にコストがかかる。自社の処分場であっても、1トンあたり6千円とか7千円とかコストがかかっている、それよりも安価で利用できるということであれば、捨てなくてもいいということになります。

#### 名越委員

東北電力さんにご質問します。

石炭灰の有効利用率をもう一步向上させる工夫をしてらっしゃるということでしたので、これには私もものすごく期待を持っています。

もう一つ、石炭灰の埋立のために自社処分場を確保しているのは、なかなか立派なことだと思います。しかし、処分容量には限界があるので、新規の建設を計画しているとしても、将来の見通しは立っているのでしょうか。

#### 東北電力

資料の一番最後のページにありますが、現在の石炭灰の埋立地が約7割ぐらい埋まっていて、新しく割田地区に処分場を確保しているが、完成すればだいたい現在の処分場の2.5倍ぐらいの容量になります。

ずっと安定的にリサイクルができれば、たぶん相当な年数は持つわけで、5万トンと300万トンで割り返せば60年持つということになるわけですが、原町火力自体は200万キロワットで、うちの会社の2割程度の容量を占めるので、それが仮に捨てられなくなって、発電所が稼働できなくなると、電力の安定供給ができないので、ある部分はそのリスクがあったとしても、相当な期間運転できるだけの体力がつけておく必要があるという考え方をしています。

そういう意味で、原町火力が現状のまま運転すれば、少なくとも現状のリサイクル率を確保できれば相当な年数は確保できます。

#### 東北電力

補足すれば、今使っている大迫地区の処分場は、平成19年度にほぼ埋立完了の見込みですが、それ以降については、割田地区に埋め立てることを予定しています。割田地区の容量は、石炭灰を20年ほど処理できる容量を見込んでいます。

20年の根拠は、発電所にどれくらいの発電電力量が張り付くか、どれだけ発電するかという電力需給量の見通し、セメント業者さんにおける国内のセメント市場の動向など、いろいろな要素がありますが、今後も年間10万トン程度石炭灰は出てくるだろう見込んでいます。また、有効利用率も加味すると、だいたい20年程度の容量を用意しています。

ただ、いずれここも物理的にいっぱいになってくるわけで、そのための方策として、さらに有効利用の拡大を検討していきます。

#### 名越委員

原町の火力発電所のように、廃棄物の自社処分を行っている場合は、ほかの県でも例があるように、その努力を認めて産業廃棄物税の課税対象外にしてもいいとは思いますが、地下水の汚染の原因を作った例もあると全国的には聞いており、石炭灰はその心配はないのでしょうか。

#### 東北電力

今のご質問は、最終処分場から出てくる浸出水が地下水に混じって周辺を汚染するのではないかという御懸念だと思いますが、最終処分場の構造と、浸出水が周辺の地下水に混ざらないような構造を採用しています。その対策では、遮水シートを張ったり、遮水性の高い岩盤を利用したりと設計上考慮しています。さらに、最終処分場の周辺に井戸を掘り、周辺の地下水もサンプルして、定期的に測定して、福島県に異常がないことを報告して管理しています。

#### 名越委員

石炭も石油とならんで再生不可能な化石燃料の一つであり、北欧などでは国を挙げて力を入れていますが、バイオマスのような再生可能なエネルギーを利用した発電システムは検討しているのでしょうか。

#### 東北電力

弊社の発電設備は、福島県の只見地区にあるように、元々は水力発電であり、その容量は全体的には1割と割合は少なくなっているが、可能な限り使っていきます。

風力についても、東北は状況がよく、自社でも行っていますし、関連会社でもやっていますし、デベロッパーさんが発電した電気も、当社が併せて供給しているという状況にあります。

もう一つエネルギー問題を考えるときに、石炭については可採年数が200年強と一番長いという認識もあります。

ただ、昨今の地球環境問題を考えたときに、一つのものに偏るのもいかなものかと思しますので、石油火力、水力はある部分強制的なものもあるが、天然ガス、原子力、石炭火力とトータル的にベストミックスを追求してバランス良く考えていきたい。これは将来的にも同じです。

#### 名越委員

例えば、石炭と同じように燃料として利用する方法としては、固形燃料、RDFというのも同じ構想だと思うが、プラスチックや生ゴミなど雑多な成分を含んでいたため、御殿場はじめトラブルの原因となって、山梨県などいろいろなところで火災などが発生しました。特に福島県は森林から出る廃棄物が多いのではないのでしょうか。例えば原子力もペレットの中にパーセンテージの低いウランを入れて、それを中性子で熱に変えて電力に変えています。それと同じように、森林から出る廃棄物でペレットを作って石炭と同じように燃料として利用するやり方を考えるということはいかがでしょうか。

#### 東北電力

先ほどバイオマスの話が抜けていましたが、バイオマスについては、ボイラーで燃やすにはボイラーに合わせた燃料性状が必要で、そうするとある程度制約があります。そのときに、バイオマスについては、そのようなことも含めて、技術的に難しい面もあります。ただ、小規模なものについては、あまり大きくしないでそこで出てくる製材の木くずや下刈りした伐採木とか、おっしゃるとおりペレット状の形にして、ローカルな発電が可能です。

関連会社の東北エネルギーサービスでは、秋田県で廃材を使った発電のサポートを行っており、バイオマスはCO<sub>2</sub>の面からしてもカーボンニュートラルということもあるので、我々としても注目して行きたいと思っていますが、そこは得意分野がある気がしているので、やはり地元で使っていただいた方がより効率的に使えると、私見は含んでいるが考えています。

#### 名越委員

東北電力が独自にやるのではなく、燃料用ペレットを生産するような、産業と連携プレーをすることも可能かと思えます。

福島県は森林が非常に多いので、森林保護という点では、下刈りはやらなければいけない。それをやるために、雇用対策にもなるし、いろいろな面で一挙両得で役立つことが多い。ですから、非常に地味なことかもしれないが、そのようなことを連携プレーしてやっていくということで、石炭の灰と違って、廃棄物や廃材は農地に撒けるわけなので、焼き畑農業に似たものとして処分も非常に便利になってきて、捨てがたい。

県で補助金を助成してもいいのではと考えることもあります。

#### 中村委員

電力の安定供給は、ことに20世紀の重厚長大な繁栄に非常に大きな使命を果たしてきたと思う。21世紀には、どのような展望を持っておられるのか。今までのように、常に右肩上がりであればならないのか。その辺のお考えをお伺いしたい。

#### 東北電力

経済の状況と、電力の消費はリンクしてきます。我々事業者としては、やはり右肩上がりということを目指すが、今の経済情勢を見れば、必ずしもそうはなりません。一方、電気は利便性があるので、高齢化社会の中で電力にシフトしてくることもあり、それを相殺したとしても微増かと思っています。

そういう微増のなかで設備をどう考えるかとなると、今の設備をうまく使うということが一つと、古くなったところを入れ替えることを考えていかなければなりません。

その中でも、長く使うということは、原子力も含めて当然のことだと思います。

やはり、お客様に安定して品質のよい電気を絶え間なく届けることが重要だと思っています。その一方で、安定供給を図るためには、エネルギー源を一つに偏らせることはリスクが大きいため、バランスのよい電源の確保が必要です。

特に、火力発電所は、排ガスも出すし、騒音などで環境に影響を及ぼすものなので、環境保全については、公益企業にとって非常に重要な課題と思っています。

従って、最終的には、環境と経済性をいかにバランス良くさせて、お客様に電気を届けるかが我々の会社の使命であると考えています。

#### 渡辺委員

仮定の話だが、A B C D 4つの県があって、A B Cの3県は産廃税を課税しており、残りの1県は課税していない場合、産廃の流れはどのようになるか。実際にあった例とか、想定されるケースなどをお伺いしたい。

#### 協和産業

産廃税を導入している3県があり、1県が導入していない場合、トンあたり千円でも、いくらかでも安ければ、物理的に廃棄物の流れは、税を課さない所に行きます。



ただし、運搬賃がかさむので、その辺のリスクを考えながら、業者は運ぶことになります。

現にそのような事例もあると聞いています。

どうせやるなら、私の私見だが、消費税のように、日本全土がやればまちがいないと思います。

#### 渡辺委員

アメリカもごらんになったということなので、ごく簡単にご説明願えればと思うが、アメリカは国土が広く、日本は狭いという簡単な比較からすると、アメリカは楽で、日本は大変ではないのでしょうか。

#### 協和産業

私もそのような目で見に行きました。

むこうは、何十万ヘクタールというような広いところに処分場があります。

しかし、一つの処分場を、A地域、B地域、C地域と区分しており、ここは危険なものを入れて、ここは安全なものを入れるというように、さすがに合理的でした。楽なところは楽にしているが、レベル5だと、防毒マスク、防毒めがねをかけていないと入れません。そのかわり、遮水シートも何層にも張っています。そして、観測井戸も何十か所も設置しています。

日本は、この部品は何年で交換しなさいという基準だが、アメリカは何回転したら交換しなさいという違いがあります。

#### 後藤委員

堺化学工業さんにおたずねします。

廃棄汚泥が、全体の25%という数値を公表されていますが、この汚泥を高温焼成して道路の舗装材や建材等に再利用するために作ったということですが、それ以降再利用に手をかけているのでしょうか。

#### 堺化学工業

ずいぶん前に、試験的に作っただけで、実際に営業的にやったことはありません。

汚泥の一部は、セメント原料として、そのまま出したことはあります。

#### 後藤委員

この25%を減らす努力は、今現在どのようにされているのでしょうか。

#### 堺化学工業

今検討しているのは、一つは鉾石を溶解する時に、還元鉄を入れているが、別の方法で還元できないかということや、汚泥の中の、一部酸化反応を強めてマグネサイトのような形にして、それをセメント原料等他のものに比べて有効的に利

用してもらえないかという検討はやり始めています。

榎村委員

堺化学さんだっと思ったと思うが、リサイクルを心がけているが、過大な費用を用いてリサイクルを行っているということだと、リサイクルの採算はとれていないのと考えていいのでしょうか。

堺化学工業

リサイクルをすることによってプラスにはなっていません。お金を出しながらやっています。

榎村委員

将来もそうなるのか。

堺化学工業

石膏化しているが、石膏は供給過剰で、採算ベースに乗るようなところでは、はけていきません。ただ、はけていただければありがたいと思っています。

榎村委員

そのようなところに、行政的な支援が入ることには期待しているか。

堺化学工業

ありがたいことだが、非常に量的にも多く、また、今はセメントの需要が非常に落ち込んでいるので、石膏化して回収した石膏が出せないこともあった。

石膏や汚泥が有効に使える検討を官民で検討してもらえるとありがたいと思う。

榎村委員

出血してリサイクルをやるのは無理だと思う。

堺化学工業

処分場にしても、作り続けることは大変で、多少お金がかかっても、リサイクルを行って、埋め立て寿命を延ばす方法をとることとのかねあいは出てきます。

いずれにしても、リサイクルがプラスになることは今のところありません。

榎村委員

下流住民が最終処分場に非常にナイーブに反応している事実があるが、それは下流住民が、最終処分場ができなければ非常にきれいな水が流れていたのが、最終処分場ができると、行政的には基準があり、浄化した排水の中には、環境基準は満たしてはいることは確かだが、環境基準というものに疑いの目があるという

か、環境基準以下でも、今までは何もなかったところにそういうものが入ってきたということや、環境基準にあっていない、例えば環境ホルモンのようなものが一緒に出てくるのではないかという不安が、下流に住む人たちにとって、それが最終処分場を立地するのを難しくしているということがあると思う。下流の基準にもなっていない水質の保全を、1社の業者に負わせることは合理的ではないと思うので、県なり市町村なりといった行政が責任をもって対応していくことがあるべきかと思うが、下流の水を、処分場ができる前の状態にもっていくのに、その代価を負担する考えはあるのか。

#### 協和産業

水処理施設は、大小いろいろあるが、最大降雨量についてどのぐらいの容量の汚水処理施設を作りなさいという指導があります、構造基準に合って作るわけですが、放流基準は、確かに言われるとおりだが、ただ、私たち最終処分場をやっている側から見れば、皆さんの家庭から出てくる物の方が汚いということを言いたい。米をといで、植木に使った場合は環境負荷が軽減されるが、そのまま流してしまったり、牛乳をそのまま流してしまう場合も結構あると思う。それからすれば、我々は、それよりは安定した状態の水を常時流している。しかし、皆さんは、きれいな水を流しているかもしれないけれども、たまに汚い水を流している。どちらかという、環境負荷は、家庭からの雑排水の方が高いという話を、地元説明会では何度かさせていただいたことがある。

対価ということでは、確かになきにしもあらずだと思う。うちの場合は、個人的なものに対してはやっていないが、お祭りなどの際に、協和産業として、とりあえずお使いくださいと、対価とすればそれぐらいのものをお支払いしているということだけである。

#### 斎藤幸子委員

協和産業さんが一番最初に発言されたときに、3Rに対してちょっと疑問があると口を濁していたが、私どもはその運動に取り組んでいるので、どのようなことで疑問だとおっしゃったのか、お聞かせいただきたい。

#### 協和産業

ペットボトルを今は再生しているが、新しく作ったほうがはるかに安い。それから考えれば、規制がこんなに厳しくなかったら、私は埋立てできるものは埋立てをしたほうが良いと思う。埋立処分場は構造基準にあっているので、不法投棄をされるよりはるかにいい。私からすれば、どんどん最終処分場をつくって、3Rも、採算があればいいが、1円のものをつくるのにリサイクルでは10円かかるものは、経済情勢にあっているのか。それを考えれば、埋立処分場なり中間処理施設はどんどんできていいと思う。その方が、経済効率は、もっともっと上がると思う。先ほどは、疑問があるとまではいえなかったが。

齋藤幸子委員

その意味はわかるが、私も絶えずごみを少なくしようという運動をしているので、ちょっとひっかかったのだ。

協和産業

家庭でなさる部分、例えば、生ゴミを出すときに、水分が多い状態で出すのではなく、きちんと絞って出すことは、その部分ではお金がかからない。そのような減容化や減量化ならいいが、よそのものの減量化、リサイクルについては疑問がある。

委員さんの言われるのは、家庭であれば、どんどんやって結構だと思う。

齋藤ミナ子委員

排出事業者の3社は、絶えずゼロエミッションの企業努力をなさっているが、ゼロエミッションが成功すれば、協和産業の仕事はなくなるのではないかと考えた。

私たち消費者の立場で、環境をよくすることに取り組んでいるが、ペットボトルは、捨てないで繊維になると聞かされると、消費者は正直なので、一生懸命になってリサイクルに出す。ただ、正直いって毎日洗ってラベルをはずして出すのは大変。

私が今自分でやっていることは、水を汚さないために、とにかく家庭で出た汚れ物は流さないということ。自分が環境的に恵まれていると思うのは、浄化槽はあるが、食べたものは全部きれいにふき取って、汚い水は流さないということをやっています。あとは、皿を洗って汚い水が出ると、自分で桶をおいて、そこにに入れて畑にやるようにしています。それは都会の人にはできないと思う。今ちらっと思ったのは、ペットボトルも、全部がリサイクルに回っているとは思わない。かなりの量が焼却にも回っていると思うが、協和産業さんにはどのくらい回っているのか。

また、建築廃材などは、どのくらい最終処分に回っているのか。

協和産業

基本的には、ペットボトルは一般廃棄物であり、うちには回ってこない。

建設廃材も、リサイクルが進んで、安定型の処分場にもそれほど入らない。

齋藤ミナ子委員

各主体が循環型社会の形成に大変努力されていることがわかってよかった。

新妻委員

日本の場合だと、ペットボトルを作る場合、リサイクルの費用を企業が負担していない。ドイツでは、このようなリサイクルが難しいものを企業が負担しなければいけないので、リサイクル費用が高いものだから、ペットボトルを企業が使

わなくなっている。日本は、ドイツなどに比べると、まだ企業に非常に甘くて、費用を企業に負担させるということは、まだ法的に決まっていない。一部、回収しなければいけないものが出てきているが、まだこのようなものには進んでいない。もし、そのようなものが導入された場合、企業さんは、今コスト削減の努力をされている中で、自社でそのようなものを負担しなさいとなった場合、どのようにお考えになるか。

それから、これは東北電力さんにお聞きしたいが、火力発電は非常に熱効率が悪くて、70%が廃熱として出てしまいますね。原町火力さんでは、その廃熱の回収や、コージェネレーションは行っているのでしょうか。

#### 東北電力

熱効率は、私どもでは、全体平均では4割近い。最近の新鋭の発電所では、発電効率は50%を超えている。

ただ、コージェネレーションというのは、熱と電気のバランスがいいところでないとならない。設置する場所の規模に合わせた設備の大きさや、使い方といったものがあるのではないかと。

電気の場合、ヒートポンプは、1のエネルギーを入れると、最低3出てくる。そうすると、4割かけると、1.2倍になる。120%効率になっている。それをうまく組み合わせれば、たぶんコージェネレーションに負けないシステムもできるのではないかと。

現在も、熱供給の設備には、ヒートポンプは入っていますし、家庭用のエアコンでも、ヒートポンプをうまく使うということも、一つの選択肢であると思う。

それから、デポジット制度については、自由主義の経済社会の中でどのような制度を導入することになるかということだと思う。統制経済では、企業のやる気がおきなくなってしまう。そこは、いろいろな選択肢の中で、企業が自主的に判断できる中で考えて行くべきものではないかと、私自身は個人的な意見も含めて思っている。

#### 東北電力

電気と熱がうまくバランスしないところにコージェネレーションを導入してもうまくいかない。プールや銭湯を併設しているとか、熱の需要があれば、うまく機能すると思う。原町火力の場合は、100万キロワット2基ですから、それに見合うような熱需要というのは、周りにはない。それで、コージェネレーションは導入していない。

さらに、効率が低いのではないかとのお話については、原町火力においては、ランキンサイクルといって、新技術や材料を導入して、かなり極限のところまで効率アップを図っている。さらに、発電所の稼働率を高くして、世界でも上位クラスの熱効率を図っている。発電所に勤務しているものも、効率を高く維持することは、より少ない燃料で電気をうみだせるので、排ガスも石炭灰も少なく済むので、効率の維持には血眼になってとりくんでいる。

#### 渡辺委員

最近、産業廃棄物最終処分場の設置許可件数を見ますと、この数年ゼロ、あっても1件程度。平成10年以前は、4件とか5件とか複数許可になっているが、これは申請がないということなのか。

#### 日曹金属

最終処分場については、住民同意が前提なので、それがなかなか取りにくく、計画はされているようですが、実っていないということが現状だと思う。

#### 堺化学工業

許可要件に、住民の同意があるので、住民の同意を取り付けなかったら、申請が受け付けられないということになる。

審査も厳しいが、一番の理由は同意が得られないということだと思う。

#### 引地部会長

最終処分場で、住民の同意を得られるようにするには、有害なものは処分場に行きたくても行って行かずに、中間処理をやってから持ち込むということが特に重要になってくると思う。

排出事業者が、中間処理をして安定化や無害化した後で最終処分場に持っていった場合と、直接持っていった場合と、私は税のかけ方に差を付けた方がいいのではないかと考えているが、それに対してはどのように考えるか。

#### 日曹金属

管理型の場合、有害物の規制があり、排出事業者が直接持ち込む場合でも、決まった濃度以下でないと持ち込めない。排出事業者が濃度が高いものを中間処理業者に持ち込んだ場合は、濃度を基準以下に下げて持ち込んでいるため、最終処分場で受ける方は同じだと思う。

排出事業者も自ら努力しているが、特徴があって、できないものは専門業者が処理するという2つの道筋があっていいと思う。

先ほどから、3Rという話が出ているが、循環型社会推進基本法も、3Rがあって、できないものは処理しなさいという4番目がある。絶対ゴミはゼロにはならないはずであり、いくらリサイクルが進んでも、中間処理や最終処分の役割はあると思う。

産廃税は、排出するところにかけるのが原則だと思う。中間処理を通る場合もそうでない場合も、排出事業者が負担すべきだと思う。

#### 引地部会長

県によっては、自社処分場を持っているところとそうでないところで、税のかけ方に差があることに対して、先ほどから排出事業者から意見があるが、他の事

業者はどのように考えるのか。

日曹金属

税の導入の目的によって違ってくると思う。

自社処理であろうと業者処理であろうと、環境に負荷を与えるから、税をとって対策をとるという考えであれば、変わらないと思う。

自社処分を非課税にしているところは、県内の事業を優先して、できるだけ負担を少なくして、裏返せば県外から持ち込んでくるものへの搬入規制を念頭に置いているので、そのような方向になっているのではないか。

樫村委員

東北電力さんは、なぜ三重県方式は反対なのか。

東北電力

三重県方式は排出時点で課税されるため。行政サービスの対価として、廃棄物を最終処分する際に課税するということは、考え方として課税と言うこともありうると思うが、その前に、排出者が有効利用するかもしれないものにまで課税されるのはおかしいと思う。最終処分場への埋立の時点で課税した方が一番わかりやすいと申し上げた。三重県方式はちがうので、反対と申し上げた。

後藤委員

日曹金属さんでは、焼却灰を受けていると聞いているが、当然御社に持っていく場合には、分析票か何かを持っていかないと受け入れてもらえないということになるのか。

日曹金属

いろいろな産廃業者さんがあるが、焼却灰の中に有害物が入って溶解すれば、そのまま最終処分場には持っていけない。それをうちで受け取って、有害物を溶出しないように再処理をしている。その際には、分析票をつけてもらい、また自分で分析する。

後藤委員

事業系であれ何であれ、燃やしてはいけませんよといったことになっているが、焼却灰が非常に減っているのかどうか。それとも全然減っていないのか。

日曹金属

ダイオキシンの特例法ができてから、かなりの数が焼却をやめている。大部分は、建築廃材を燃やしているところがやめている。埼玉の所沢のようなところは、もう炉がなくなってきた。そのようなところでは、当然焼却灰は減っている。

- (2) 「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」で整理された課題について

事務局から資料 1、2 について説明

委員間での意見交換、質疑

渡辺委員

資料 1 の 2 ページ目の枠の中にある 3 つめに業者の立場からの話が出ていますね。これが非常に気にかかる話なんですけど、もし課税がされて、業者がこのように悩む。その前後の問題なんですけど、例えば税がかかるということで、最終処分場に搬入する中間処理業者が不法投棄に走る心配が出やすくなる。それから、最終処分業者が、税負担を押しつけられて代わりに税を払う場合に、その結果、その負担がどこに行くかということ、手抜きに回ったり、あるいはもっと軽微な不正にまわって、税負担が消化されるという部分がないかどうか。この前後の関係をよく検討しておかないと、実際に税をかけてからこのような抜け道があったのかということになって困るので、例えば先進県でこういうことがあったのかどうかという問い合わせも必要だろうし、その辺のところを知りたい。やはり、みんな生活がかかっているんで、どこか抜け道を探すというのが人間の習性ですから、その辺をもっとよく考えておかないと、ただ税金をかければいいというものでもないかなという感じがしたものですから、県はこれから先進県の調査をするのか。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

制度設計の中身に入ってくる部分もあるかと思います。将来的な話になりますが、ここで議論していただく中で、制度設計というのは、県の税務企画グループへ一回返して、ここで議論したものを考えながら、いったん預けて、またキックバックしてきて、このようなものではどうなのかということも考えられるのかなということ事務局で考えている。今委員がおっしゃいましたように、他県では、今、三重県が先発地で始まったばかりということで、国で意見を聞いている中では、このような話はあまり色濃くは出てきていない。ただ、業者さんなんかではおっしゃる方がいるということですので、この辺の情報は数多く収集していかなければならないとは考えている。

あと不法投棄の問題は、あってはならない問題であるし、県も十分やってきているし、この検討会でも、そういったことをさせないためにも、監視の強化は、税を使う以前の問題として体制の整備を図るべきとの話が十分されまして、ご存じのように今年の新規事業として振興局への警察官 O B の配置などの対策なども講じている。

渡辺委員

今の話で、ちょっとだけ追加しますと、先ほどの発言は、つまり税を徴収しても徴収した税よりも不法投棄の原状回復にもっと金がかかるという事態も考えられるということを含んでいたものです。



中村委員

具体的な問題点や課題を、排出事業者からみた場合にこういったことが考えられるということを資料2に合わせて整理してほしい。

後藤委員

今日審議会に出席した処理業者は、県内でも非常に力のある企業だと思う。いわゆる力のない中間処理業者といった方々は、もっとこの問題を真剣にとらえていると思う。県としては、処理業者から、とことん問題点を事細やかに吸い上げて、どのような方向性で進めていくべきかを検討すべき。私たち処理業者が、今何をどのように問題としているのかを知りたいし、そのような痛みを知らずして、この場で議論すると、渡辺委員がおっしゃるように、だれだって税がかからない方法しか考えないと思う。ところが、そのツケがあとからになって、掘り返してみたら何十トンもの廃棄物が不法投棄されていたなどというのは、目に見えて想像できる。この検討には非常に時間をかけるべき。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

大変貴重な意見であり、十分情報は収集したい。ただ、本日選定させていただいた処理業者の方は、日曹金属さん、協和産業さんという、委員がおっしゃいましたように確かに県内の大手でございますが、産業廃棄物協会という県の業者の方がお集まりになっている組織から、県の依頼に基づいて、自分たちの抱えている問題なども集約してお話ししていただけるかなということで選ばせていただいたということを御理解いただきたい。ただ、今委員がおっしゃいましたように、まだまだ抱えている問題があるかと思しますので、そのようなことについては、次回までにいろいろな情報の収集に努めていきたい。

議長（引地部会長）

中間処理業者さんでは、自分のところではこのようなものは適正に処理できるが、このようなものはできないというものもある。そのような事業者さんは、どのような廃棄物を引き受けて、このような廃棄物はこの事業者さんがいいですよといったように、中間処理といっても非常に廃棄物の種類が多いので、それに対応できる事業者さんがリストになっていて、それでお願いするということになっているので、ある程度は不適正処理がされないようにはなっていると思う。ただ、お金の問題がからんでくるので、安い方をお願いしようかということで、十分な処理ができない業者さんに持っていくことになると、不適正処理になってしまうという心配はある。

後藤委員

マニフェストの管理も、本当にきちんとできるのかという思いを常々している。何か問題がなければ、今はそれでいいやという感覚である。

議長（引地部会長）

原則的には、マニフェストに従って処理したものは、排出事業者さんに戻りますから、県や中核市に提出するというにはなっているが、どれだけ適正かということについて、事務局にお伺いしたい。

事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

マニフェストの件は、今委員がおっしゃるとおり、今までもいろいろなことがあったのは事実。しかし、その後の法改正に伴い、排出事業者に対する規制が相当厳しくなっている。確認しなければならない事項が増え、また期間も決められて、その期間に戻ってこなければ、自分たちが出した廃棄物がどこにいったかを確認しなければいけないとか、そのような義務が課せられている。それをしないと、措置命令の対象となる。たとえば、その廃棄物がどこかに不法投棄された場合や、不適正な保管がされている場合には、排出事業者がそれを除去するための措置命令の対象となっている。

もう1点は、廃棄物を出す排出事業者は、非常に数が多い。その方々がそれぞれマニフェストに対してしっかり理解をしていただかなければならないということで、全部の企業というのは難しいが、機会があるごとに、マニフェストが何なのかということをよく理解してもらうため、今年度実施する事業として、実際に排出事業者を訪問して、マニフェストについてこのようにしっかりやるんだよというものを個別にあたりながら、指導していくという事業も考えている。そうしないと、現実的にはどうも処理業者に任せきりだということも聞いているので、今後もきめ細やかに、実効性が挙がるような方策も考えている。

新妻委員

理想論になるかもしれないが、この問題について福島県はどうあるべきかという姿勢を明確に県民に示すべきだと思う。ごみはもういらないのだ、「うつくしま、ふくしま。」はごみに沈むふくしまではないのだということであれば、産廃税をいっぱいかけて、なるべく福島に産廃が流れ込まないような措置もとることも可能であるわけですね。産廃税がかかると、ほかのところに流れていくという話でしたし。ですので、福島県はどうありたいのかということをもっと明確にしてほしいなと思う。この間から言っているように、水源地に最終処分場は作らせないのだとか、福島県の姿勢を、もっと明確に県民に示して欲しいと思う。そのようなところから自ずと、じゃあ税金をどう課税しようかとか、その税金をどう使っていこうかということが出てくるのではないかと思う。

もちろんそのようなことになると、不法投棄といった問題も出てくるが、ここは示して欲しい。

中村委員

循環型社会を第1部会で検討するきっかけとなった、環境の保全が経済活動や

日常生活などを含めたあらゆる活動に優先されるべき最優先課題であるという基本的な考え方のもとで、現在産廃税の検討がすすんでいると認識している。

ただし、現実も考えなければならぬし、そういう面では、循環型社会形成を担うシステムの中に経済的手法を検討していき、それを具体的に、ことに排出事業者、処理業者がどの程度理解し、我々も理解を進めるに当たって努力しなければならないということがあるように思う。

そういった面で、県のこれまでの取組のところで、さきほど産業廃棄物協会の方にきていただいたというお話があったが、もっと産業廃棄物協会に状況なり、福島の問題に御協力をしていただく動きが必要になるかと思う。

わたしは新妻委員の考えに基本的に賛成ですし、どう動かなければならないかということが大事ではないかと感じている。

渡辺委員

産業廃棄物協会の組織率はどのようになっているのか。業者がどのくらいあって、入っていない業者がいるのか。あるいは、立派な経営をしている会社があるのか。その辺の実態はどうなっているのか。その辺を知らないと、どのような課税をすればいいかという点も、相手が見えないのに、無理かなと思う。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

業者のとらえ方になるが、収集運搬業者は、全国を股にかけて動いているので、同じ業者といってもちょっとニュアンスが違うものなのかなと思う。最終処分業者とか中間処理業者といったものがベースになると考える。そのようなことからすると、相当な組織率になっている。次回に明確な数字をお出ししたい。

また、県内業者と県外業者では、県内で施設をもってやっている業者さんについては、極力入ってもらおうといった姿勢でやっており、また入れるに当たっては厳しい審査があると聞いている。

渡辺委員

業者の数はもちろんだが、年間の業界の売上高がどのくらいあって、業態がどのように分かれていて、どのような商業行動をしているのか。それをまず教えていただかないと、課税する金額の問題からして、全然頭に浮かんでこないで、その辺を最初にお示しいただいて、それが分かってはじめて、じゃあどのように課税したらいいのかということになるのではないかな。全然相手が見えないところでやってもしょうがない。雲をつかむような話になってしまう。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

産廃業者の実態は、努めて把握することとしたい。ただ、排出事業者からとるか業者からとるかという前提があるので、そこまで厳密に業者さんの実態把握が必要なのかどうかということがあったので、現時点では資料の把握はまだしておりません。

#### 渡辺委員

課税をするにしても、適正な税額がどの辺にあるのかという判断材料がないと、論議ができないのではないかとということが基本にある。

#### 事務局（平澤総務企画グループ参事）

適正な税額の課税というということもあるが、結局は、最終処分抑制ということが議論されてきており、最終処分を減らし、なおかつ前段としての排出の抑制といったことで、この税金のおもしろいところは、これから議論されていくと思うが、かけるといった金額がストレートに収入に上がってこないということも、インセンティブが働いて排出抑制になったということで、三重県では4億円の税収を想定したものが1億数千万円しか収入に入らなかった。それが不法投棄に回っていたかということ、国での報告の中では、実態がよく見えていないけれども、それほど違法な行為はなかったのではないかとということで、効果があったのではないかと議論がなされている。

#### 渡辺委員

考えようによっては、消費税と似たようなもので、最終的には消費者のコストにかかってくる。業者は何も腹が痛まない。税金がいくらかかろうが関係ない。それは、事業者が生産したもののコストに上乘せすれば済むことであって、最終的にはみんな我々が持つということになる。この辺も私たちがよく考えておかないとだめなので、業態がどのようになっているか知りたい。

#### 後藤委員

先ほど、いわゆる処理業者の方々が、県外からの搬入について非常に気にしていた。福島県として、県外からの搬入規制というものを行っているのであれば、教えていただきたい。

#### 事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

搬入規制については、平成14年の3月に策定した廃棄物処理計画に、いわゆる県外物についての搬入抑制を位置づけている。各事業者さんからは、県外から廃棄物を集めれば、経営がなりたちやすいという話は聞いている。ただ、それをやると、県内物の処理がなかなか立ちゆかなくなってくることがあり、県としては、県外からの搬入を抑制するということを計画に位置づけている。廃棄物処理計画は、委員の皆様にお送りしたい。

#### 新妻委員

ごみの第一は、使わない、出さないということ。

ペットボトルはリサイクルが難しく、ドイツでは処理費がいっぱいかかるので、これを作る、あるいは使う企業に費用を負担させている。リサイクルの費用に応

じた費用を負担させて、それを処理費として使うということをしている。出たものに対して課税というよりも、こういうものを作らせないというところに課税ということにならない限りは、処理の難しいものがどんどんできていくことになる。今回のものは、出てしまったものに対する課税であって、生産とか利用する段階に課税するシステムにはならないのか。そうすると、全国規模のものになり、福島県だけの問題にはならなくなってしまうが、本当はそういうところに課税していかなければ、ゴミの根本的な問題は変わらないという気がしている。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

大変貴重な意見であるが、ある程度焦点を産業廃棄物に当てて御議論していただくことにしているので、ここで出た意見は無にすることではなくて、全国的な会議で、審議会の先進的な委員からこのような話があったと紹介をするなり、国に要望していきたい。いろいろな御議論をしていただくのはありがたいが、あまり間口が広がると、焦点が広がってしまうので、そのような方向でお願いしたい。

新妻委員

出てくる物も処理が簡単なものと難しいものがあり、それに応じて、課税の仕方を変えていくことは必然だと思う。そうしないと、先ほどの2つの企業から、自社処分すれば課税しなくてもいいだろうという意見があったが、自社処分すればいくら捨ててもいいのかということにもなってしまう。自社であるなしに係わらず、リサイクルが簡単なものと難しいものを勘案した税にすべきだと思う。単純に重量に課税すべきではないという気がする。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

他県では、重量に対してトン当たり千円で課税している。そこには、処理が難しい、難しくないというよりは、最終的に処分をしなければならないという状態で出てきたものは、それは最終処分をせざるを得ないということで、比較較量をするようなものは導入できなかったと思われる。

新妻委員

でも、さっきの2社は、リサイクルができるけれども、費用がかかるから埋めているということをおっしゃっていましたよね。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

それは、費用対効果の問題で、結局は埋めている。それがリサイクルできるからとかというよりは、現時点では限界だということで、他県では同列に扱っているのだと思う。

自社処分だから免除するか、委託処分をしているものだけに課税するかという議論もあったが、今後議論されるべき問題だと思う。

議長（引地部会長）

循環型社会を構築していくため、事業者さんは再生品を作るとか、リサイクルしようと努力しているが、それを利用する企業がでてこない、うまく回らない。その辺の情報交換とか、県や市町村に事業で使えるものは使っていくとか、そうすればうまく循環していくのではないかと。企業の方は、いろいろなことで廃棄物を少なくしていこうと努力しているが、せっかく再生したものも、使ってもらわないとうまく流れない。事業から出る廃棄物も、せっかく再生できるような形にしても、だれも使ってくれなかったら、埋立処分するしかない。そのようなことが気になっている。その辺がうまく回るか、流れがうまくいくように、行政機関も協力するとか、事業者間の交流や情報交換も活発にしていくことが必要ではないか。

事務局（新妻循環型社会推進グループ参事）

リサイクルを所管しているが、発生抑制のため、まずは必要ないものは買わないといった取り組みを進めている。出てきた廃棄物については、分別がリサイクルにつながるのを、分別して排出する。あるいは、集団で回収して、リサイクルしやすくする。さらには、リサイクルをする企業を育成しなければならないということで、県ではリサイクル製品の認定制度を作って、できるだけリサイクル製品を使っていき、県もできるだけ利用していくという事業に取り組んでいる。

さらに、県だけではなく、国でも取り組んでいる環境にやさしい製品を購入するグリーン購入について、消費者の皆さんにも一緒に購入していただきましょうということを行っている。リサイクルをしても、売れずに山積みになり、不法投棄のような状態になっているという実態もある。全部の流れが回って、やっと物質がうまく流れることになる。事業としてはいろいろとやっているが、パイプが太かったり細かったり、なかなかうまく合わない。また、値段が合わない。そのようなものは、徐々に市場原理で、今後解決していくと考えている。

拡大生産者責任の流れでは、誰が負担をするのかという場合、ゴミも売った人が負担すべきではないかという考え方が最近一般的に言われている。例えばペットボトルを使った人が処理費用を払うのではなく、税金で負担するということがなれば、ペットボトルを使わないで努力した人たちも、自分の税金がペットボトルの処理に使われることになる。

いずれにしても、税金で平等に負担するのか、事業者が製品価格に上乗せするのかということになる。

もう一つは、廃棄物が多くでるようなものについては個別法で、例えば自動車リサイクル法が平成17年1月1日から施行されるが、自動車という廃棄物については、来年1月からは新車を買えばリサイクル料金が含まれるようになる。容器包装関係では、再商品化ということについては、基本的には事業者さんに負担をしてもらうことになる。その他、家電リサイクル法でいえば、後払いになるが、テレビや洗濯機、エアコンを出すときには、リサイクル料金を支払うことになる。

流れとしては、基本的にはリサイクル料金を支払いながら、循環型社会を構築していきましょうということになってきている。

ただ、今回の産廃税については、全国レベルではないので、どうしても出てきてしまったものをどうしようかということで御議論いただきたい。

議長（引地部会長）

建設業界にしても、以前は建築廃棄物は排出量が非常に多かったが、リサイクルがうまく流れ出して、再利用されている。他の事業者さんも、そのようなことをやっていかないと、減量化にはつながらない。リサイクルがうまくいくような、パイプ役というのか、産業廃棄物税をとったら、うまく運用していく経費に充てていくとか、企業が廃棄物を減らしていくのに努力しているものをうまく流れやすくしていくことが必要になってくる。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

今のお話は、最終的な用途の検討の際に議論がなされることになると思う。

樫村委員

リサイクルした原料と、全く新たに自然からとってきた原料とでもものを作る際に、自然から取ってきた方がコストは安い。だから、自然から取ってきて、リサイクル品は捨ててしまう。そのような問題もあるのではないかな。

新しい資源を取ってくることに對して、税金をかけたほうがいいのではないかな。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

理想的な話ではあるが、産廃税の議論は、別の角度から見ると、県外物の搬入ということはおいておくにしても、なるべく県内の自然に対して廃棄物の負荷をどのように低減していくかという視点も入っている。

委員のおっしゃった意見は、国との議論の中で活用させていただきたい。

本県の自然や環境にどのような負荷がかかっているかという、廃棄物の処分に対して税がどのようにあるべきかを御議論いただきたい。

渡辺委員

「うつくしま、ふくしま。」のためにという話があったが、「うつくしま、ふくしま。」は島国根性であって、それをやると支障がでてくる。まだ固まってはいるが、全国的な流れを見ると、四国は4県で共同しながら同じ規制をしようとしている。九州は九州でまとまってやろうとしている。首都圏では、東京を中心に規制を行おうとしている。

立地条件からいうと、南東北でも北関東でもいいが、同じ被害を被っている県なので、連携を取りながら検討した方が将来的には効果的ではないかな。

国も、下敷きとなる基準を考えているのではないかな。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

国では下地となる基準を作るところまではいっていない。各県で、タケノコのように制度ができてきたので、国としてどのようにとらえたらいいのかと、各県の動きについて、どのような視点から今後考えていくべきかということを経験している。私は理解している。

他県との連携ということでは、北東北3県や新潟県は既に税制度を導入しており、宮城県も導入予定で、山形県も検討中であり、福島県が最後に残っている。個人的には、福島県は企業の方に猶予をしてきたというか、他県の事例を見ながら、必要かどうかの検討を昨年1年かけてじっくりしてきたと考えている。

他県と連携を図ってはどうかということもあるが、他の地域とそれほど異なった制度設計はできない。そのようなことで、周辺自治体との調和をとっていくということが必要ではないかと考えている。

光家委員（代理：田中委員）

廃棄物処理業者さんは、まずは自分に税金をかけて欲しくないということですし、排出事業者であれば、最終処分にかけてほしいということで、結局は自分たちのところにかからなければいいという話にどうしてもなってしまう。

税金をかける側の行政が、業者に対しての弱い物いじめになってはいけないと思う。

排出事業者、中間処理業者、最終処分業者との話し合いや調整が必要だと思う。

もし、福島県にごみがかねればいいという考え方で課税すると、後発の県が出てきたときにもっと高い税をかけられて、結局また福島県にごみがかねないとも限らないので、先ほど関東ブロックや九州ブロックでの導入という話があったが、その辺もよく考えていかないといけないのではないかと考えている。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

他の事業者からは、パブリックコメントだけではなく、各地方での説明会の開催などで、いろいろな意見をとりいれたい。

各地域との連携については、他県の制度を十分研究しながら、連携を図って行く必要があると考えている。

名越委員

各企業の方の説明を聞いて、廃棄物とは何かや、処分場の種類なども、今まで本を読んできたのと違って現実に理解できた。

廃棄物処理の仕組みについても、もっと勉強したい。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

マニフェストの動きについては、わかりやすい資料を郵送する。また、代表的な廃棄物処理の流れについても、資料を作成したい。



中村委員

3 ページに産業廃棄物税の有効な用途という項目がある。三重県や滋賀県などでも、税制度が導入済みであるので、他県ではどのようなところに使っているかも教えてほしい。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

第1回目の部会の際に、資料は送っているが、再度お送りする。

また、項目だけではなく、内容についても、インターネットで入手したものであるので、併せてお送りする。

齋藤ミナ子委員

課税することを前提として審議がなされていると思うが、業者さんに対して、課税の目的を納得してもらえる方法でやってほしい。

他県で、最初は4億円の税収を見込んでいたものが、1億円強しか入らなかったのは、納める方が納得しなかったからだと思う。

その辺を納得していただけるような方法を、じっくりと皆さんで検討していかなければならないと思う。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

課税を行うかどうかはまだ決まっていないが、議論をするに当たっては、おぼろげながらの形にでもしていく必要がある。相手方に対して、だれが、どの時点で払うかとか、料金的にはどのぐらいが妥当かということが見えないと、議論が進まないの、中間的な考え方がある程度できた段階で、県民や事業を営んでいる人たちにも、説明会等を実施して、意見を集約したい。

齋藤ミナ子委員

業者さんからお聞きした範囲では、大変だという感覚も受けた。

新妻委員

税のメリットの部分を企業さんに理解してもらうことが必要ではないか。税の用途に関して、エコ銀行みたいなものを作って、低金利で融資すれば、環境対策をする者が平等に恩恵を受けることができる。また研究活動や個人で太陽光発電や合併浄化槽の設置に融資することをしていけば、みんな平等感を感じることができるのではないか。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

前回の懇談会の議論でも、全ての人に返るというわけではないが、リサイクルや減量化をする人に対しては還元されていくことになる。また、制度化した場合には、資金の用途は限られてくる。他県では、どのような用途に利用しているかということをお示しさせていただくので、優先順位ということではないが、融資

制度のようなものも検討していくことになると思う。

議長（引地部会長）

このような問題は、事業者間でも考え方に差がある。いろいろな事業者さんや、業種別でも結構ですが、アンケートというか、税制度の検討に関しての意見をお聞きして、その情報を我々に流してもらい、どう取り組んでいったらいいのかを、次回以降の議題に取り上げていくことも必要ではないか。

廃棄物問題に一番積極的に取り組んでいるのは事業者さんなので、その詳細な情報が非常に重要になってくると思う。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

情報を収集するに当たっても、ある程度の方向性が見えないと、意見が出てこないと思うので、もう少し形が見えた後で実施した方が、かえっていいのではないかと考えている。

部会長さんなどから、いろいろな意見があったが、そのような方法で行っていききたい。

ただ、先ほど意見をいただいた事業者の方から、自社処分についての議論とか、既の実施されている税制度のメリット、デメリットなどの情報を入手して2枚程度にまとめた資料を配付するので、検討していただきたい。

その他の資料は、改めて整理してお渡ししたい。

以 上